

障害の発見～保育・療育

- ・「障害がある」「発達のおくれが心配」～障害の発見は多様

出生直後にわかる障害

言葉のおくれや弱視、難聴など発達の経過をみる中でわかる障害

乳幼児健康診査（健診）のシステム すべての子どもの健康診査

1歳6ヵ月児健診

3歳児健診

法

市町村の保健センターで実施

*乳児期の健診

→発達相談の事業へ

ex.「親子教室」など自治体の独自事業

- ・保育や療育の施設

通園施設 児童福祉法に定められた施設。通園して専門的な訓練や保育を受ける

通園施設の設置されていない地域に市町村が運営主体となって開設する障害幼児のための通園事業として出発（1972年）。現在、障害者自立支援法の介護給付の事業

「障害児保育実施要綱」1974年。1989年度「特別保育事業」の一項目に位置づけられる。障害のある子どもの就学前の集団の場として重要な位置を占める。

幼稚園

盲学校・聾学校幼稚部

・児童福祉法にもとづく入所型の障害児施設として、知的障害児施設、肢体不自由児施設、盲ろうあ児施設、重症心身障害児施設など。

○就学先を決める

・教育委員会の指導による就学先の決定でなく、保護者がわが子の就学について考える機会を多様に設け、就学相談・支援という考え方に。保護者の学校・学級見学、就学相談の期間を長くして、保護者がじっくり考えることができるようなシステムと運用を。

・特別支援教育体制は「乳幼児期から学校卒業までの一貫した相談・支援体制」の構築を目指しており、個別の支援計画を立てることになる

→個別の支援計画のなかでも就学についての計画を個別就学支援計画という。

cf. 卒業後の進路に関する計画は「個別移行支援計画」

- ・現行法制にもとづく就学のシステム

・就学指導 障害のある子どもの就学にかかわる仕事は、障害のない子ども同様、主として市町村教育委員会が担当する（学校教育法施行令）。

学校教育法施行令 第18条の2 平成19年3月改正

その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

- ・盲学校等への就学の基準→同令第22条の3

「おおむね」「程度のもの」という記述に注目

弾力的運用が求められる

*認定就学者

019 新しい就学基準と就学援助

盲・聾・養護学校、障害児（特殊）学級、通常学級に在籍しての通級指導教室、という障害児教育の3つの場に対応した就学指導基準があり、就学指導はその基準をもとに行われるものの、本人および保護者と医療・福祉・教育関係者が就学および就学後の教育内容などについて継続的に協議を重ねるプロセスとして理解されるべきであろう。

◆新しい就学基準（知的障害） 旧規定（養護学校に就学すべき障害程度）

1. 知的発達遅滞の程度が中度以上のもの
2. 知的発達遅滞の程度が軽度のもののうち、社会的適応が特に乏しいもの



1. 知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに援助を必要とする程度のもの
2. 知的発達の程度が前号に掲げる程度に達しないものの、社会生活への適応が著しく困難なもの

◆障害児学級の就学基準 → 148 ページ参照

3つの就学基準

就学基準とは、どのような障害種別のどのような程度の障害児が、盲・聾・養護学校、特殊学級（障害児学級）、通級指導教室という教育指導の場に就学するかの基準である。

就学基準の大綱化

特殊学校（障害児学校）に就学する障害児の就学基準は、学校教育法施行令に規定されているが、2002年4月に同施行令は改訂された。具体的には、新学校教育法施行令第22条の3により、「盲学校、聾学校又は養護学校に就学させるべき盲者、聾者又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者の心身の故障の程度」が表示されている。新就学基準は、科学技術（拡大鏡や補聴器の性能アップなど）や医学・医療の進展（「病弱児」規定における病状の6ヵ月以上要件の削除）に合わせたものにする努力がなされた。また障害の程度の指標における大綱化が行われた。例えば、知的障害の程度を規定するにあたり軽度・中度・重度という用語をなくし意思疎通の困難と日常生活および社会生活への適応能力における援助の必要性が指標となった。なお、学校教育法施行分の改訂は、就学基準の改訂とともに、養護学校等に就学する障害レベルにあっても、小・中学校において適切に教育ができると市町村教育委員会が判断するとき、「認定就学者」として当該障害児を小・中学校に就学させることができるとされた。なお、当該障害児が就学基準に合致するか、また認定就学者に該当するか否

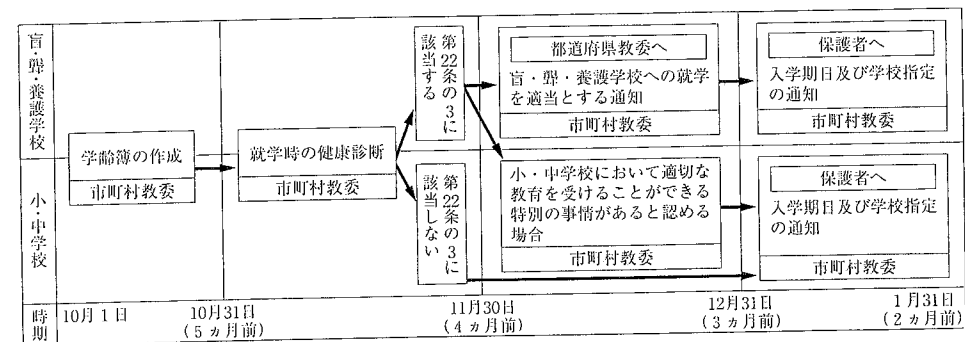


図1 就学手続きの流れ（新）

かを判断するに当たり、市町村教育委員会は「教育学、医学、心理学その他の心身に故障のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴く」と新学校教育法施行令第18条の3で新たに規定された。これは、多くの市町村や都道府県教育委員会には条例により「就学指導委員会」が設置され、そこで、障害児の就学判定を行ってきたが、それを専門家の意見を聴くという条文で、新学校教育法施行令が取り込んだものである。

障害児学級の就学基準

特殊学級（障害児学級）および通級による指導の対象となる障害児の新しい就学基準は、「障害のある児童生徒の就学について」（14文科初第291、2002年5月）で示されている。そこでは、特殊学級（障害児学級）の対象者については、①知的障害者、②肢体不自由者、③病弱者および身体虚弱者、④弱視者、⑤難聴者、⑥言語障害者、⑦情緒障害者が、また通級による指導の対象としては、①言語障害者、②情緒障害者、③弱視者、④難聴者、⑤肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者が示されている。これらの2つの就学基準で、新しい事項は、情緒障害者について、自閉症またはそれに類似する者と心理的要因による選択性かん黙等が区分されて示されたことである。

就学指導から就学相談・支援へ

就学指導は子どもを就学基準に照らして就学先を決定することと理解するなら、それは保護者や本人から拒否されることになろう。むしろ、就学指導は、障害児と保護者に共感しあいながらの相談・支援であり、その相談・支援の過程の結果として、障害児と保護者の合意と納得に基づく就学先の決定を行うものとして理解されるべきであろう。その点で、就学指導は、健診による障害発見の結果を受けて、都道府県及び市町村の就学指導委員会が就学先を決定する一連の行政的な手続きではなく、発達相談や子育て支援の活動を含みながら、障害の発見に始まる障害児と保護者に対する継続的な一貫した相談・支援として、就学や就学後の教育内容などと特別なケアのあり方についての協議を積みあげる過程を経て、合意と納得の就学先決定にいたる諸活動であり、学校だけでなく医療・療育・生活支援など地域の関係機関の連携と協力により行われるものと言える。

（清水貞夫）

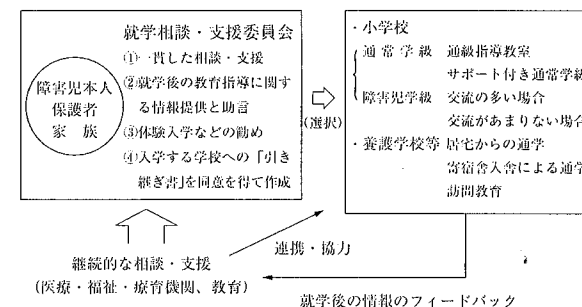


図2 就学指導から一貫した就学相談・支援へ

➡ 幼稚園ないし保育所を訪問し、障害幼児に対する就学支援のために、どのような活動を行っているかを調べてみよう。

【参考文献】

- 文部科学省・特別支援教育課『就学指導の在り方について』『季刊 特別支援教育』平成14年 No.7
- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課『就学指導資料』（平成14年6月）
- 清水貞夫『特別支援教育と障害児教育』クリエイツかもがわ、2003年